

津波発生時における施設等の提供協力に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、千葉市内における津波被害にともなう住民等の避難について、あらかじめ次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、津波被害発生時または津波被害発生のおそれがあるときにおいて、津波から避難しなければならない者（以下「津波避難者」という。）が緊急に避難する必要がある時に、乙が管理する施設等を公共福祉の立場から、無償で津波避難者の緊急避難場所として現状有姿のまま一時的に提供する。このため、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

（施設等）

第2条 この覚書により乙が津波避難者の緊急避難場所として一時的に提供する施設等（以下「津波避難ビル」という。）及び開放する範囲（以下「津波避難ビル範囲」という。）は次のとおりとし、その他の部分は含まないものとする。

施設等名称	千葉市新港清掃工場（新港クリーン・エネルギーセンター）
施設等所在地	千葉市美浜区新港226-1
提供範囲	建物3階から5階のうち、別添図面により指定する範囲及び入口より上記範囲に至る経路 約600㎡
収容人数	約600名
避難通路	建物北西側階段
避難入口	建物北西側入口

※詳細については別添図面を参照のこと

（津波避難者の受入）

第3条 津波避難者の緊急避難場所として一時的に提供し、津波避難者を受け入れる期間は、原則として千葉市沿岸において津波被害発生時又は津波被害発生の恐れがあるとき（以下「津波発生期間」とする。）とし、具体的には甲が津波被害及び津波被害予測による避難勧告、避難指示を公表し、同勧告、指示を解除するまで、又は、気象庁が津波警報又は大津波警報を公表し、同警報が解除されるまでの間とする。

- 2 乙は津波発生期間において、津波避難者を前条に規定する津波避難ビル範囲又は可能な限り高い場所への受け入れをするものとする。
- 3 乙は前項の規定により津波避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況について甲に報告するものとする。
- 4 津波避難者が津波発生期間終了後も津波避難ビルに滞留する場合、甲は乙からの連絡を受け、津波避難者を安全な場所の避難所等へ誘導するものとする。
- 5 津波発生期間中、乙が津波避難者の安全確保上緊急かつやむを得ない理由により医薬品

等を提供した場合、当該提供に要した費用は甲が負担するものとする。

(原状復旧義務)

第4条 甲は津波避難者の受け入れに伴い津波避難ビル範囲に汚損、破損を生じたときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が現状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。但し、津波被害によるものは含まない。

(問題の解決)

第5条 津波発生期間において津波避難ビル範囲に津波避難者の受け入れを行ったことに起因する諸問題の解決については、甲が責任を持って解決を図るものとする。

(周知)

第6条 津波避難ビルであることの掲示板の設置場所については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 津波避難ビルの避難路入口から津波避難ビル範囲までの経路については、津波避難ビルにおいて適宜掲示するものとする。

3 甲はこの覚書による津波避難ビルの内容について、適宜広報などを用いて市民への周知を図るものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成29年3月31日までとする。但し、有効期間満了1ヶ月前の日までに甲乙いずれからも解除の申出がないときは、この覚書は更に5年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この覚書の有効期限満了前に正当な理由によってこの覚書を解除しようとするときは、相手方に対し30日前までに解除の申出をしなければならない。

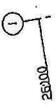
(協議)

第8条 この覚書に定めのないものについて、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

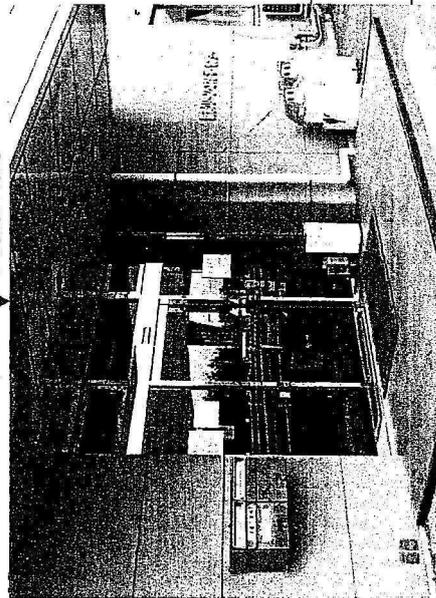
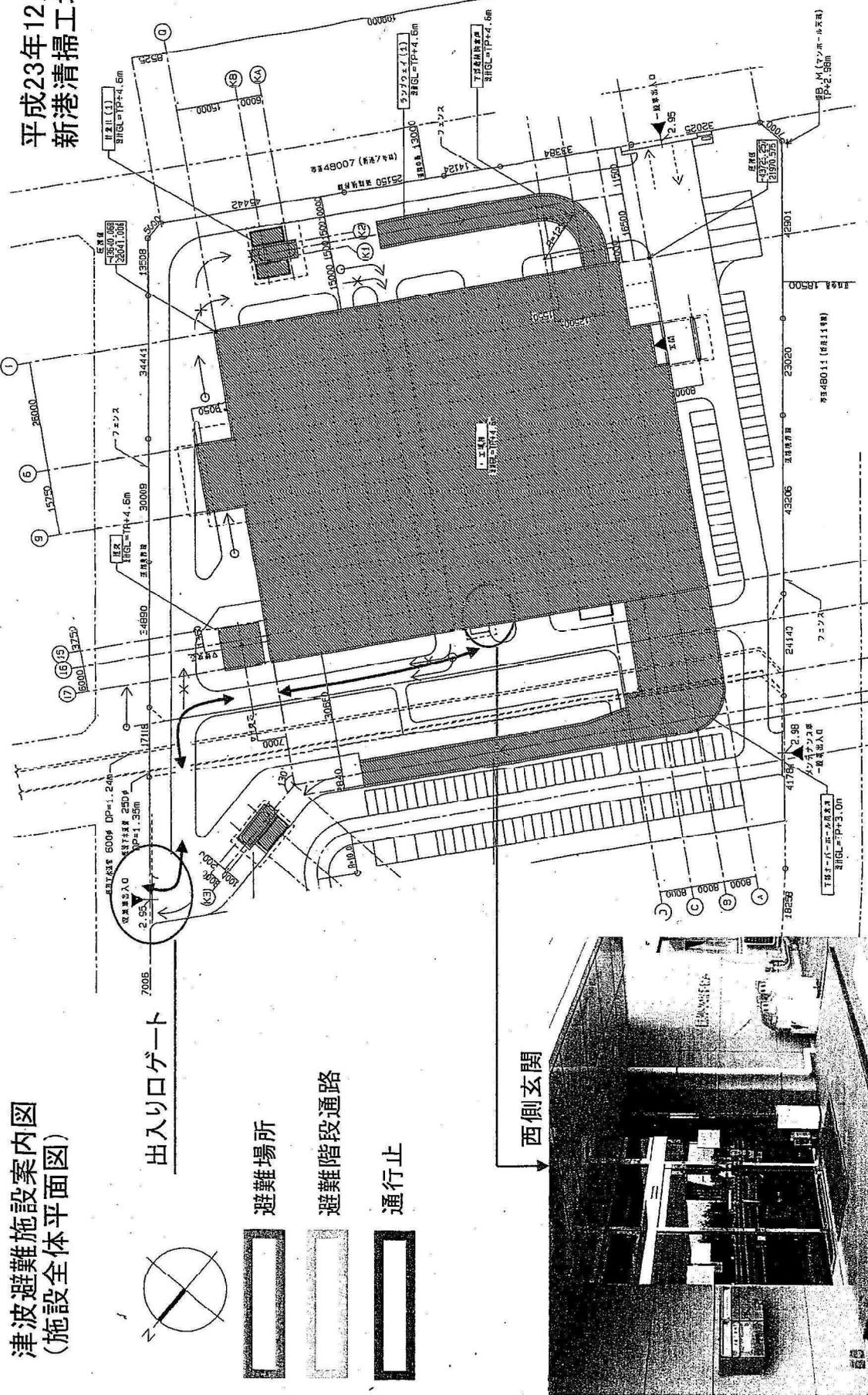
平成24年 1月23日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊 人



津波避難施設案内図
(施設全体平面図)

平成23年12月20日
新港清掃工場



西側玄関

海

海

海

津波避難施設に関する施設管理者の対応等について

本市においては、現在改訂中の千葉市地域防災計画に基づき、本市沿岸部に存する市立小・中学校・高等学校、公民館、コミュニティセンター等の市有公共施設、市内の県立高校及び民間施設のうち、一定の指定要件を満たす施設を「津波避難施設」として指定することと致しました。

つきましては、津波避難施設としての開設の在り方や開設に伴う施設管理者の役割、準備等を明確にするため、次の事項を定めることとします。

1. 趣旨

本規定は、津波被害から市民の生命を守るため一時的に避難することを目的とした避難施設（以下「津波避難施設」という。）の開設に関する本市と施設管理者等の基本的な役割及び対応について定めているものです。

2. 特徴

津波避難施設は、前兆無く突発的に発生し、短時間で広範囲に被害が波及するといった津波の災害特性に特化して指定する一時避難所です。そのため、いくつかの点で既に本市が指定している避難所・避難場所（以下「避難所等」という。）と異なる部分があります。

詳細については以下のとおりとなりますが、避難所等と大きく異なる点は次のとおりです。

①開設について

津波避難施設は津波の災害特性に対応した内容で指定を行うものであり、別途避難所として指定している場合を除き、津波以外の災害（大地震・風水害・大規模事故等）においては避難所として開設しません。

また、津波の災害特性から発災の予期は困難であり、かつ緊急に避難を開始する必要があることから、津波が発生している期間及び津波発生のおそれがある期間、（以下「津波発生期間」という。）において、市からの避難所開設要請が無い場合であっても避難所として開設するものとします。

②内容について

津波避難施設は津波の災害特性に対応した一時的な避難施設であり、津波発生期間という限られた時間においてのみ、避難者の生命の安全を確保することを目的としています。このため、別途避難所等として指定している場合を除き、必要物資の備蓄は行わない等、他の避難所等とは準備・設備が異なります。

避難所及び避難場所における施設管理者の対応については別途通知を参照ください。

3. 千葉市の対応について

津波避難施設に関する千葉市の対応は原則として次のとおりとなります。ただし、津波被害の規模などにより、対応が異なる場合もあります。

①使用施設

原則として、津波避難施設として指定した建物又は構造物（以下「建物等」という。）のうち、指定に伴う協定書・覚書・通知等（以下「協定書等」という。）において規定された範囲を津波避難施設として使用します。

②津波避難施設の収容人員

津波避難施設の収容人員は、協定書等において規定された範囲の面積において、1人あたり1㎡を使用することとして算出しています。（津波避難施設は津波発生期間という短時間の一時的な避難を目的とするため、避難所等における収容人員の算出方法とは異なります）

なお、この「収容人員」は避難時の定員（上限）を指すものではありません。

③津波避難施設の開設時期と開設期間

津波避難施設の開設時期と開設期間は、以下の2通りになります。

i：東京湾内湾に対し「津波警報」「大津波警報」が発表された場合
警報発表に伴い津波避難施設を開設します。

警報が解除されるまでが開設期間となります。

ii：千葉市が津波被害及び同予測に基づく避難勧告・避難指示を発表した場合
避難勧告・避難指示の発表に伴い津波避難施設を開設します。

勧告・指示の解除については、千葉市より管理者に連絡を行います。

※ 前述の「津波発生期間」は、具体的にはこの開設期間となる警報発表から警報解除まで及び避難勧告・避難指示の発表から解除までの期間を指します。

④市職員の派遣

上記③ i の場合は突発的で緊急性が高いことから、津波避難施設の開設時に市職員の派遣が間に合わないことが想定されます。特殊な例外を除き、市職員の派遣は無いものとして対応をお願いします。

上記③ ii の場合は避難所等と同様に、開設の決定に伴い市（区）から職員の派遣を行います。

また、いずれの場合においても、津波発生期間終了後（＝警報解除後）において避難者が留まるような場合は、市（区）から職員を派遣し、津波避難施設から安全な代替避難所等への誘導を行います。

⑤必要物資

一時的な避難を目的としている津波避難施設には、長期滞在も視野に入れた他の避難所等とは異なり、避難所開設に必要な資機材や食糧、飲料水についての搬入は行わず、備蓄も行いません。

あくまでも津波避難施設に指定された建物に備わっている設備のうち、指定の際に定めた範囲にあるものを借用させていただくこととなります。

⑥津波避難施設における対応

津波避難施設の指定を受けた建物等の管理者には、津波発生期間等における対応として次の4点をお願いします。

	建物等の管理者が管理を行っている場合	夜間・休日・災害発生時に建物等の管理者が既に避難を完了している等の場合
1	津波避難施設の指定において提供範囲とされた施設設備への避難者の受け入れ。	津波避難施設の指定において提供範囲とされた施設設備への避難者の受け入れの承認。
2	津波避難施設の指定において提供範囲とされた施設設備への経路の確保。	津波避難施設の指定において提供範囲とされた施設設備への経路の確保。
3	提供範囲・経路の明示又は津波発生期間における避難者の誘導。	提供範囲・経路の明示。
4	避難者の受け入れについて、市（区）への連絡。（受入人数・開始時刻・退居時刻など）	津波発生期間後の建物等の点検時に、残留している避難者が居た場合の市（区）への連絡。

建物等の管理者に対しそれ以外の対応、特に津波避難施設の避難所としての運営をお願いすることはありません。管理者本来の管理業務及び災害対応と対応が重なる場合は御配慮頂ければ幸いです。

⑦連絡窓口

本市の連絡窓口は次のとおりです。

- (1)開庁時 担 当： 危機管理課
電 話： 043-245-5151
FAX： 043-245-5597
- (2)閉庁時 担 当： 危機管理課・防災対策課当番職員
携 帯： 090-4013-2001

4. 津波避難施設の要件について

市が指定する津波避難施設の要件の概要は次のとおりです。

詳細については、各施設において条件が異なることから個別に確認することになります。

- ①鉄筋又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物で、新耐震基準又はIs値（耐震指標）0.6以上を満たすもの。
- ②建物の階数が3階以上であるもの。又は2階建ての場合は屋上への一時避難が可能であるもの。
- ③外部からの避難者が3階以上に避難する経路が確保されている。又は確保することが可能であるもの。

※その他の要件については施設等の設備や管理体制等により異なることから、個別に対応等検討を行うものとします。